

17. 障害福祉サービス・障害者支援施設等

(1) 障害福祉サービスの種類

サービスの種類	内 容	問い合わせ先	
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)
	重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動介護などを総合的にを行います。	
	同行援護	視覚障害により移動がとて困難な方が外出するときに、情報の提供や移動の援護を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出介護を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援(A型、B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
	就労定着支援	就労移行支援事業者や就労継続支援事業所などを利用した後に、企業などへ就職した人を対象に、就職後の生活上の課題に対して支援を行います。	
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者に、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	

※ 介護保険の対象となる方(① 65歳以上の者又は②40歳以上で特定の病気により介護が必要になった者)については、原則として介護保険制度の要介護認定(支援)などが必要となります。

◆ 事業所・施設の情報につきましては、下記のホームページにてご確認ください。

京都市内 / 指定障害福祉サービス等事業所一覧

→ <http://www.city.kyoto.jp/hokenfukushi/page/0000222003.html>

もしくは、

→ <http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」(ワムネット検索画面)

(京都市内・府内共に見ることができます。)

京都府内 / 指定障害福祉サービス事業・施設

→ <http://www.wam.go.jp/shofukupub/>

「障害福祉サービス事業所情報」(ワムネット検索画面)

(検索に必要な項目を選択してください。京都市内・府内共に見ることができます。)

(2) 障害児通所・入所支援の種類

支援の種類		内 容	問い合わせ先
通所支援	児童発達支援	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。	
	放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児に対し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
入所支援	福祉型障害児入所支援	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。 肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(重症心身障害児)に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。 	府児童相談所 (68頁参照)
	医療型障害児入所支援		

◆ 事業所・施設の情報につきましては、下記のホームページにてご確認ください。

京都市内 / 指定障害児通所支援事業・入所施設等

→ <http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000256335.html>

→ 京都市 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課(外部ページ)

京都府内 / 指定障害児通所支援事業・入所施設等

→ <http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/sisetu.html>

障害児通所支援事業所・障害児入所施設等の一覧

※ ホームページをご覧いただくことができない場合は、市福祉事務所、町村役場、又は京都府健康福祉部障害者支援課までご連絡ください。